

消防法施行規則の改正により下記の条件に該当すれば誘導灯の変わりに

高輝度蓄光標識の設置が可能となりました。

避難口誘導標識

コンビニ、小売店（美容院、酒屋、100円ショップ）
診療所、倉庫、ショールーム、飲食店、物販店、事務所等



直接地上に通じる出入口があり、室内の各部から避難口を見通し識別することができ、かつ避難口までの歩行距離が30m以下であること

*歩行距離30m以上は誘導灯を使用しなくてはならない

下記の条件を整えば「避難口誘導灯」の設置の代わりに「蓄光式避難口誘導標識設置」が可能になりました。

- ① 蓄光式誘導標識は、高輝度蓄光式誘導標識とすること。
- ② 蓄光式誘導標識は、避難口の上部又はその直近の箇所に設けること。
- ③ 蓄光式誘導標識は、性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けること。
- ④ 蓄光式誘導標識の周囲には、蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は蓄光式誘導標識をさえぎる広告物、掲示物等を設けないこと。

停電後20分後に歩行距離15m未満は
100 mm cds/㎡以上の15m以上は300 mm cds/㎡
以上の輝度が可能である商品を選択する

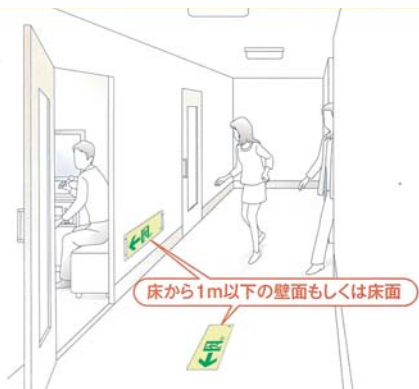
通路誘導標識

カラオケボックス店、個室ビデオ店、マンガ喫茶
インターネットカフェ等

ビル内の店舗で、さらに個室（パーティション等を含む）を有する店舗。

下記の条件を整えば床面等の通路誘導灯の設置の代わりに「蓄光式誘導標識設置」が可能になりました。

- ① 蓄光式誘導標識は、高輝度蓄光式誘導標識とすること。
- ② 蓄光式誘導標識は、床面又はその直近の箇所に設けること。
- ③ 廊下及び通路の各部分からの蓄光式誘導標識までの歩行距離が7.5メートル以下となる箇所及び曲がり角に設けること。
- ④ 蓄光式誘導標識は、性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けること。
- ⑤ 蓄光式誘導標識の周囲には、蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は蓄光式誘導標識をさえぎる広告物、掲示物等を設けないこと。



停電後20分後に100 mm cds/㎡以上の輝度が可能である商品を選択する

通路誘導標識

大規模建物、高層ビル、地下街、地下鉄駅舎、
空港など

大規模（延べ床面積50,000㎡以上）・高層（地階を除く15階以上かつ延べ床面積30,000㎡以上）の防火対象物

下記の条件を整えば「蓄光式誘導標識設置」により、20分間作動の既存誘導灯でも可能になりました。

- ① 蓄光式誘導標識は、高輝度蓄光式誘導標識とすること。
- ② 蓄光式誘導標識は、床面又はその直近の箇所に設けること。
- ③ 廊下及び通路の各部分からの蓄光式誘導標識までの歩行距離が7.5メートル以下となる箇所及び曲がり角に設けること。
- ④ 蓄光式誘導標識は、性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けること。
- ⑤ 蓄光式誘導標識の周囲には、蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は蓄光式誘導標識をさえぎる広告物、掲示物等を設けないこと。



停電後60分後に75 mm cds/㎡以上の輝度が可能である商品を選択する。